

熊本県公告第 348 号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 17 年 4 月 27 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 競争入札に付する事項

(1) 業務委託の名称

平成 17 年度不法投棄等不適正処理特別監視業務委託

(2) 委託業務の内容

入札説明書及び仕様書のとおり

(3) 委託期間

契約締結の日から平成 18 年 3 月 26 日まで

(4) 入札方法

ア 入札金額は、平成 17 年度不法投棄等不適正処理特別監視業務委託に要する費用とする。

イ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和 39 年熊本県告示第 420 号）の規定を準用する。

エ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。

2 入札参加資格

次に掲げる条件をすべて満たす者であること。

(1) 熊本県業務委託契約等に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 14 年熊本県告示第 516 号）による審査のうえ、入札参加資格を有すると決定された者のうち、営業種目で「設備管理」又は「その他」の項目中、取扱種目が「人的警備」の資格を有する者であること。

(2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律 137 号）第 7 条第 5 項第 4 号イからヌまでのいずれにも該当しないこと。

(3) 熊本県内に本社、支社又は営業所を有すること。

(4) 過去 3 年間に於いて、本県及び本県出先機関、国及び他の地方公共団体の施設等の人的警備実績を有すること。

(5) 車両、赤外線カメラ、携帯電話、無線機及び双眼鏡をそれぞれ 8 台以上保有し、又は確保できること。

3 競争入札参加資格確認申請書の提出について

本競争入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加資格確認申請書を提出し、競争入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

(1) 提出期間

平成 17 年 4 月 27 日（水曜）から平成 17 年 5 月 11 日（水曜）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。

(2) 申請書の配布及び提出先

4 に記載のとおり

(3) 提出方法

4 に記載の場所へ持参により提出すること。

(4) 入札参加資格確認結果の通知

入札参加資格確認の結果は、資格確認結果通知書により通知する。

4 契約条項を示す場所

熊本県環境生活部廃棄物対策課（県庁新館 5F）

郵便番号 862 - 8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号

電話 096 - 383 - 1111 内線 7367, 7369

5 入札手続等

(1) 入札に関する事務を担当する部局の名称

4 に記載のとおり

(2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所

ア 交付期間

平成 17 年 4 月 27 日（水曜）から平成 17 年 5 月 11 日（水曜）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。

イ 交付場所

4 に記載のとおり

(3) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

平成 17 年 5 月 19 日（木曜） 午後 2 時 00 分

イ 場所

郵便番号 862 - 8570

熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号

熊本県庁入札室（県庁行政棟本館地下 1 階）

(4) 入札書の提出方法

- 5の(3)のイ記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、4に記載場所に入札前日までに必着するよう郵送(書留郵便に限る。)すること。
- 6 その他
- (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金
入札に参加しようとする者は、見積もった契約希望金額の100分の5以上の金額を5の(3)記載の入札の日時までに納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
- ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- イ 入札に参加しようとする者が、過去2年の間に国(公団を含む。)又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき(その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)
- (3) 無効の入札
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- イ 委任状を提出しない代理人のした入札
- ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札
- エ 記名押印を欠く入札
- オ 金額を訂正した入札
- カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- キ 明らかに連合によると認められる入札
- ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- ケ 2以上の意思表示をした入札
- コ 民法(明治29年法律第89号)第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- サ その他入札に関する条件に違反した入札
- (4) 落札者の決定方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち、最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (5) 最低制限価格
設定する。
- (6) 契約書作成の要否
要
なお、契約の締結期限は、落札者決定の日から7日以内とする。
- (7) 契約保証金
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。
ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
- ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- イ 契約しようとする者が、過去2年の間に国(公団を含む。)又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき(その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)
- (8) その他詳細は、入札説明書による。

熊本県公告第349号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成17年4月27日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 競争入札に付する事項

- (1) 調達役務名及び数量
熊本県工業技術センターインターネット接続サービス 一式
- (2) 調達役務の内容
入札説明書及び要求仕様書のとおり
- (3) 利用期間